

条件付一般競争入札（共同企業体）参加資格要件【建築設計】

1 対象案件

予定価格	2,000万円以上	2者：出資比率30%以上
------	-----------	--------------

2 共通要件

本店所在地	宮崎市内に本店を有すること。
名簿登載	入札時点において宮崎市競争入札参加資格者名簿の建築設計における発注案件の部門に登録があること。
登録	建築士法第23条の3第1項の規定による建築士事務所を市内に有し、本市の規定による当該部門の登録を有すること。

3 代表構成員の要件

実績要件	<p>当該部門（総合（意匠）、構造、電気設備、機械設備）の登録があること。</p> <p>なお、総合（意匠）は、当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の業務委託のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の1棟当たりの延床面積が1,000㎡を超える新築工事又は増築、改築工事における建築設計を元請で履行、完了した実績があること。</p> <p>また、構造又は電気設備、機械設備は、当該年度を含む11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の業務委託を共同企業体として履行、完了した実績があること。</p>
------	--

4 構成員の要件

実績要件	<p>当該部門（総合（意匠）、構造、電気設備、機械設備）の登録があり、当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の業務委託を元請で履行、完了した実績があること。</p> <p>なお、総合（意匠）は、当該年度を含む11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の委託業務のうち、新築工事又は増築、改築工事における建築設計を元請で履行、完了した実績があること。</p>
------	---

## 5 基本要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ② 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。  
  
会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- ④ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。  
  
本業務委託の告示日から入札参加資格の確認日までの間で、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）による指名停止を受けていない者であること。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。